

質問書に対する回答書

業務委託名 下水道管路施設包括的維持管理業務委託（中央区）（第23-901号）

No	質問項目	関連資料	質問内容	回答
12	総価契約単価合意方式による単価の合意 カ スライド協議	入札説明書	合意単価契約の変更の協議が行える事になっていますが、その基準は何になるのでしょうか。合意単価を超えて協議になる基準をお教えてください。	入札説明書18（13）カのスライド協議については、国等の通知に基づき実施します。過去には、基準日以降の残工期に対する請負代金の1%を超える額について変更が行われた事例があります。
13	支払いの方法	入札説明書	3業務について支払いの方法が記載されていますが、「あらかじめ設定した各年度の支払限度額を超えた場合は、支払い限度額を上限として支払いを受ける」とあります。超えた部分の取扱いは、どのようにお考えでしょうか。	原則、支払い限度額内での業務履行を想定していますが、超過した場合は、翌年度の支払いとなります。 なお、最終年度の場合は、支払い限度額内での業務履行となります。
14	総合評価の方法 予定価格	落札者決定要領	予定価格を使って、価格評価点を算出することから、予定価格がある事は解りますが、入札価格に対し調査価格等の設定はあるのでしょうか。（最低制限価格は設定しないと入札説明書P14（4）に記載あり）	調査価格の設定はございません。 ただし、入札説明書13開札等（6）に記載のとおり、業務を確実に履行することができないと認められるときは、当該入札書は無効とします。
15	第6条	統括管理業務委託契約書	基本協定第16条の「この基本協定又は本業務に関連して相手方から受領した情報」と本条の「この契約の履行に関して知り得た秘密」は重複する部分があり、統括管理業務の履行の過程で熊本市様から受領した情報は基本協定16条にも本条にも該当するように見受けられます。この場合、基本協定の規定が優先するという理解でよろしいでしょうか？	統括管理業務委託契約書第6条、基本協定書（案）第16条ともに遵守ください。
16	第6条	統括管理業務委託契約書	本条の「この契約の履行に関して知り得た秘密」は範囲が不明確であるため、どのような情報が秘密情報に該当するのをお教えてください。	秘密情報に該当しないものとして基本協定書第16条第2項に示している要件をご参照ください。
17	別紙2 特許権及び著作権等に関する特記事項（著作権の譲渡等）第1条	統括管理業務委託契約書	第3条・第4条と第1条の関係につきまして、「業務の遂行にあたり取得された特許権及び実用新案権を受ける権利」と「成果物に係る特許権及び実用新案権を受ける権利」を分けて考えているようであり、現状前者は権利の帰属について協議する（第4条）が、後者は引き渡し時に譲渡する（第1条1文目）こととなっております。しかし、今回のように、成果物の内容が業務の報告書に近いような場合は、前者と後者は実質的に同じであり分けられないのではないのでしょうか。そのため、特許及び実用新案権を受ける権利については、一律協議の上権利の帰属を決定し、譲渡の対象とするのは成果物に係る著作権のみとしていただくべきではないのでしょうか。	「成果物に係る特許及び実用新案権」と「業務の遂行にあたり特許権等の対象となるべき発明又は考案」を分けて考えているため、このような記載としています。

No	質問項目	関連資料	質問内容	回答
18	別紙2 特許権及び著作権等に関する特記事項（著作権の譲渡等）第1条	統括管理業務委託契約書	「受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権、特許及び実用新案を受ける権利並びに特許権及び実用新案権は、受託者に留保するものとし」とありますが、特許及び実用新案を受ける権利のみならず、既に取得されている特許権及び実用新案権も対象となるかと存じますが、この理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 同様に既に取得されている特許権及び実用新案権等も委託者に対する無償での利用許諾の対象となります。
19	別紙2 特許権及び著作権等に関する特記事項（著作権の譲渡等）第1条	統括管理業務委託契約書	「受託者は、委託者に業務で必要とする当該著作権並びに特許権及び実用新案権を無償で利用許諾する。」とありますが、「特許権及び実用新案権を受ける権利」は譲渡の対象にしかならず、利用許諾の対象にはなりません（特許法第33条・実用新案法第11条）。利用許諾の対象となるのは、特許権又は実用新案権を受ける権利に基づいて取得された特許権又は実用新案権かと存じますが、その理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、当該成果物の引き渡し後に、特許権又は実用新案権を受ける権利に基づいて取得された特許権又は実用新案権についても、無償での利用許諾対象となります。
20	別紙2 特許権及び著作権等に関する特記事項（協議事項）第4条	統括管理業務委託契約書	実施方針案公表時の貴市との質問回答にて「また、本契約書記載の業務の遂行にあたり、特許権等の対象となるべき発明又は考案を行った場合は、その権利の帰属等は委託者と受託者が協議して定めることとしておりますが、こちらについても、成果物に係る全ての著作権並びに特許及び実用新案については、本契約終了後も委託者は無償で利用できることとしたいと考えております。上記の考えにあたり、原文に一部不備がみられるため、今後修正します。」と回答を得ておりますが、第1条では、特許権及び実用新案権を無償で利用いただくのみならず、無償で譲渡する旨が規定されております（権利の帰属主体が異なります）。そのため、第1条の無償で譲渡する旨の規定は削除し、本条第4条にて利用許諾を行う旨の以下の規定を追加していただけないでしょうか。 【追加希望規定：】「ただし、協議の結果、特許権等を受ける権利を受託者が取得した場合であっても、受託者は当該特許権等を受ける権利に基づき取得された特許権等を、委託者に対し無償で利用許諾する。」	No.17の回答のとおり、「成果物に係る特許及び実用新案権」と「業務の遂行にあたり特許権等の対象となるべき発明又は考案」を分けて考えているため、このような記載としています。